

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

国民健康保険料が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
- として失業等給付を受ける65歳未満（離職時）の方です。

《裏面の雇用保険受給資格者証離職理由コードに該当する方》
(定年退職などの方は、対象となりません。)

軽減額は？

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間（2年度間）です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると一旦終了します。ただし、離職の翌年度末までに再離職した場合は、残りの期間が対象になることがあります。

***軽減に該当する場合は、市役所保険年金課または各支所への届出が必要です。**

〈届出に必要なもの〉

- ・ 雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知
- ・ 本人確認書類

⇒（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

（この軽減は諫早市国民健康保険条例第30条の2（特例対象被保険者等の特例）などによるものです）

***詳しくは、諫早市保険年金課国保担当におたずねください。**

電話22-1500（内線3135・3136・3139）

**特定受給資格者及び特定理由離職者の
雇用保険受給資格者証の離職理由コード**

【特定受給資格者】

離職理由 コード	離職理由
1 1	解雇
1 2	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2 1	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
2 2	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
3 1	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3 2	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者】

離職理由 コード	離職理由
2 3	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
3 3	正当な理由のある自己都合退職
3 4	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

※上記離職理由コードは、平成21年3月31日以後の離職者に対応するもの。

注意事項

特例受給資格者証(*)及び高年齢受給資格者証(*)に、特定受給資格者等と同じ離職理由コードが記載される場合がありますが、これらの方は今回の軽減制度の対象とはなりませんのでご注意ください。

特例受給資格者証・高年齢受給資格者証の判別に当たっては、受給資格者証の表題をご確認ください。

*特例受給資格者証・・・季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方が所有

*高年齢受給資格者証・・・65歳到達日以後に離職された方などが所有

なお、新様式では、右上に、特例受給資格者証については特と、高年齢受給資格者証については高と表記されています。また、旧様式では、表記は無く、資格者証上部に、特例受給資格者証については橙色の、高年齢受給資格者証については緑色のラインが引かれています。

また、旧様式の「⑬離職年月日 理由」欄を確認する際は、離職日の確認にもご注意ください。